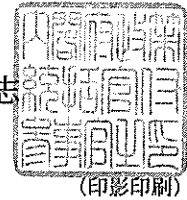


府政共生第73号
26初幼教第29号
雇児保発0127第1号
平成27年1月27日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校
を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当） 長田 浩 志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵 上



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
朝川 知 昭



(印影印刷)

幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）

標記について、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、このたび、記載する事項を別紙に、また、様式の参考例を別添資料

に示しましたので、お知らせします。

については、下記及び別紙並びに別添資料に関して十分御了知の上、管内・域内の関係部局及び幼保連携型認定こども園等の関係者に対して、この通知の趣旨を周知されるようお願いいたします。

また、幼保連携型認定こども園と小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）との緊密な連携を図る観点から、小学校においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

幼保連携型認定こども園間の転園の際と同様に、幼保連携型認定こども園の園児が幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に転園した場合には、当該幼保連携型認定こども園から、これらの転園先に要録が送付され、最終的には当該転園先で作成される要録と併せて、保存され、進学先の小学校に送付されることとなるため、これらの施設の関係者にもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者においては、これまで通り、「認定こども園こども要録について」（平成21年1月29日20初幼教第9号・雇児保発第0129001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参考として様式等を定めることに変更はありませんので、御留意願います。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 様式等について

様式については、別添資料（様式の参考例）を参考として、各設置者等において創意工夫の下、作成されたいこと。

2. 取扱い上の注意事項について

- (1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録（以下「指導要録」という。）の作成、送付、保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第30条の規定によること。
- (2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。

- ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
 - ② 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。
- (3) 各小学校においては、送付された指導要録の抄本等について、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録及び認定こども園こども要録の抄本等に準じて取り扱っていただきたいこと。

3. 実施時期について

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成27年度から実施いただきたいこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園している園児の指導要録等については、従前の指導要録等に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38340

FAX: 03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 2376

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7919

FAX: 03-3595-2674

幼保連携型認定こども園園児指導要録に記載する事項

○ 学籍等に関する記録

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格を持つものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

1 園児の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者氏名及び現住所

3 学籍等の記録

(1) 入園・転入園、年月日については、当該幼保連携型認定こども園へ入園・転入園した年月日を記入すること。

(2) 転・退園年月日については、当該幼保連携型認定こども園において修了する前に転・退園した場合に、その年月日を記入すること。

(3) 修了年月日については、当該幼保連携型認定こども園において修了した場合に、その年月日を記入すること。

4 入園前の状況

当該幼保連携型認定こども園に入園する前の集団生活の経験の有無等を記入すること。

5 進学・就学先等

当該幼保連携型認定こども園で修了した場合には、進学・就学した小学校等について、当該幼保連携型認定こども園から他の幼稚園や保育所等に転園した場合には、転園した幼稚園や保育所等について、その名称及び所在地等を記入すること。

6 園名及び所在地

7 各年度の入園・転入園・進級時の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名、学級を編制している満3歳以上の園児については、学級、整理番号

○ 指導等に関する記録

指導等に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果等を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格を持つものとする。

1 園児の育ちに関わる事項

入園から退園・修了までの幼保連携型認定こども園における生活全体を通して、養護と教育の視点から園児の育ってきた過程を踏まえ、園児の全体像を通して総合的に記入すること。

2 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

(1) 園児の生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、園児の発達の過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記入すること。

(2) 園児の健康状態等について、特に留意する必要がある場合には記入すること。

3 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

① 学年の重点

年度当初に教育課程に基づき、長期の見通しとして設定したものを記入すること。

② 個人の重点

1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

4 指導上参考となる事項

次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について、以下の事項を踏まえ、記入すること。

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章第1の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。

- ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

5 出欠状況

① 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一学年の全ての園児について同日数であること。ただし、年度の途中で入園した園児については、入園した日以降の教育日数を記入し、退園した園児については、退園した日までの教育日数を記入すること。

② 出席日数

教育日数のうち当該園児が出席した日数を記入すること。

6 その他

指導の重点等、指導上参考となる事項、出欠状況の欄については、原則として満3歳以上の園児について記入すること。

幼保連携型認定こども園園児指導要録(学籍等に関する記録)

園児	ふりがな 氏名	平成 年 月 日生		性別	保護者	ふりがな 氏名			
	現住所					現住所			
入園・転入園	平成 年 月 日	入園前の 状 況				園 名 及び所在地			
転・退園	平成 年 月 日								
修了	平成 年 月 日	進学・ 就学先等							
年度及び入園・転入園・進級 時の園児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	
学 級	/	/	/	/					
整 理 番 号	/	/	/	/					
園 長 氏名 印									
担当・学級担任者 氏名 印									

幼保連携型認定こども園園児指導要録(指導等に関する記録)

ふりがな		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
氏名	養護									
	平成 年 月 日生									
性別	護									
園児の育ちに関わる事項		(園児の健康状態等)								
ねらい (発達を捉える視点)						指導の重点等	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
健康	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。						(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
人間関係	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。									
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					指導上参考となる事項				
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。									
表現	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭や友達と心を通わせる。 いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。									
出欠状況	年度	年度	年度	年度	備考					
	教育日数									
	出席日数									

表録:園児の生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、園児の健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
 学年の重点:年度当初に、教育課程に基づき長期的見通しとして設定したものを記入 個人の重点:1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項:次の事項について記入すること。

- ① 1年間の指導の過程と園児の発達の変遷について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章第1「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの、その他、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。
- ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(参考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(幼保連携型認定こども園の指導要録)

第三十条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録(学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

5 令第八条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。